

企業の皆様へ

グローバル・ミニマム課税に関する個別照会について

令和8年7月
国 税 庁

グローバル・ミニマム課税に関する個別照会※については、以下の個別照会窓口で対応いたします。

グローバル・ミニマム課税とは、次の3つのルールをいいます。

- ・ 所得合算ルール(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税)
- ・ 軽減課税所得ルール(各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税)
- ・ 国内ミニマム課税(各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税)

なお、一般的なご質問やご相談については、各局(所)の電話相談センターへお問い合わせください。

※ 個別照会とは、内容が申告又は納税に直結しており、複雑で具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、権限を有する税務当局が回答すべきものをいいます。

◆ 個別照会窓口

個別照会を行う場合は、企業の皆様の納税地を管轄する国税局(所)又は税務署までご相談ください。

【調査課所管法人である場合】

- 東京国税局 : 調査第一部から調査第四部までの所掌部門等
- 大阪国税局 : 調査第一部 国際調査管理課
- 名古屋国税局 : 調査部 国際調査管理課
- 関東信越国税局 : 調査査察部 国際調査課
- 沖縄国税事務所 : 調査課
- その他の国税局 : 調査査察部 調査管理課

【調査課所管法人以外の法人である場合】

- 調査課所管法人以外の企業の皆様は納税地を管轄する税務署(法人課税部門)へご相談ください。

全国の税務署の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ
([税務署の所在地などを知りたい方 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp))をご覧ください。

◆ ご留意ください

個別照会を行う場合には、必要に応じて個別照会の対象となる資料を提出していただきます。

回答は、企業の皆様から示された事実関係を前提とし、異なる事実関係や新たな事実関係があった場合には、回答内容と異なる課税関係となることがあります。

また、事実関係が不明な場合等については、お答えできない場合があります。

なお、回答は納税地を管轄する国税局以外の国税局から行う場合があります。